

各務原市豚コレラ被害拡大防止柵設置費助成金交付要綱

(平成30年10月24日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、平成30年9月に岐阜県内で発生した豚コレラの被害の拡大を防ぐため、市内の養豚場に新たにワイヤーメッシュ柵を設置した者に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成事業者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成事業者」という。）は、市内に養豚場を有する養豚業者とする。

(助成事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、市内の養豚場に新たにワイヤーメッシュ柵を設置する事業とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（次条において「助成対象経費」という。）は、助成事業の実施に係る工事費（消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を除く。）とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の4分の1以内の額とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(財産の処分の制限)

第6条 助成事業者は、ワイヤーメッシュ柵を設置してから減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでの間は、助成事業により設置したワイヤーメッシュ柵を市長の承諾を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(関係書類の保存)

第7条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を、助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条及び第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。